書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１２６号
山口県光市上島田９丁目12番25号
破産者　志垣　一郎
異議申述期間　平成25年７月29日まで
平成25年６月27日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１２４号
山口市大内長野1748番地１　パストラルＢ205
破産者　柴原　初美
異議申述期間　平成25年８月７日まで
平成25年６月26日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
宮崎県都城市高崎町縄瀬3549番地
破産者　株式会社白川鐵工建設
異議申述期間　平成25年８月26日まで
平成25年６月26日　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第５２号
宮崎県日向市山下町１丁目39番地
破産者　黒田　玲子
異議申述期間　平成25年８月27日まで
平成25年６月27日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２号
神奈川県三浦市諏訪町３番22号
清算株式会社　株式会社黒姫商事
清算人　青木　秀雄
１　決定年月日　平成25年６月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（ヒ）第３号
愛媛県新居浜市土橋１丁目７番34号
清算株式会社　株式会社アシスト
代表清算人　菅　　陽一
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所西条支部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２号
青森県八戸市大字市川町字下揚49番10号
清算株式会社　市川管財株式会社
１　決定年月日　平成25年６月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所八戸支部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２５年（再）第１号
千葉県我孫子市緑１丁目11番24号
再生債務者　株式会社アオイ
決定の要旨　平成25年６月24日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成25年６月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生計画認可

平成２４年（再）第８号
名古屋市緑区大将ケ根２丁目708番地
再生債務者　成田　峰幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年６月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再）第１６号
大阪府堺市西区草部1263番１
再生債務者　ベルキン株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年６月25日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１７号
愛知県丹羽郡大口町大字小口字地蔵堂88番地１
再生債務者　今井　政幸
１　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月17日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月24日から平成25年７月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（再イ）第２２号
兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番１―115号
再生債務者　小川　喜光
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月23日から平成25年８月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第９号
北海道北見市美芳町10丁目１番18号
再生債務者　安代　秀明
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月17日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月31日から平成25年８月７日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２５年（再イ）第５号
栃木県真岡市台町2444番地41
再生債務者　細谷　正博
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月17日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月31日から平成25年８月８日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（再イ）第４５号
埼玉県川口市大字安行領根岸877番地の１根岸北住宅404号
再生債務者　吉田　法男
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月17日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月31日から平成25年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第５４号
埼玉県桶川市大字川田谷5528番地の17
再生債務者　深井　克彦
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月17日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月31日から平成25年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第３号
埼玉県春日部市中央１丁目53番地７　ロイヤルハイツ春日部902号
再生債務者　田村　義彦
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月17日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月31日から平成25年８月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第１７号
相模原市中央区矢部４丁目10番６―604号
再生債務者　和田　　勝
１　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月17日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月31日から平成25年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（再イ）第３号
富山県下新川郡入善町東狐163番地１
再生債務者　井田　智美（旧姓小松）
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月17日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月31日から平成25年８月７日まで
富山地方裁判所魚津支部